

京都工芸繊維大学卒業アルバム制作委員会 細則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、京都工芸繊維大学学友会規約第 13 条の規約に基づき卒業アルバム制作委員会（以下、「本委員会」と称す。）の組織および運営等に関し必要事項を定める。

(目 的)

第 2 条 学生自治組織である学友会が、本学の教育研究生活及び課外活動等本学学園生活の卒業アルバムの制作に関して、思い出に残るアルバムとなるよう、委員会を組織し、その制作に関して円滑かつ公平となるようサポートすることを目的とする。

(名 称)

第 3 条 本委員会は卒業アルバム制作委員会と称する。

(所 在)

第 4 条 本委員会は本部を京都工芸繊維大学内に置く。

(構成員)

第 5 条 学友会会長が本会の会費を納入しているものから卒業アルバム作成に携わりたい意志を持つ者を公募する。また、構成人数は必要以上に増やさないことを条件に学友会が選考を行い、承認したものを構成員とする。ただし、4 回生の構成員は必要な引継ぎを次年度の役員に行った後に当該年度中の退会を許可されるものとする。

(役 員)

第 6 条 本委員会に第 5 条で公募し、学友会の承認を受けた構成員の中から下記の役員を置く。

1. 委員長 1 名

委員長は、卒業アルバム制作委員会を代表し構成員との緊密な連絡のもと本委員会を運営する。また、卒業アルバム制作業者との緊密な連絡のもと、業者が制作を円滑に行うことができるような準備を行う。学友会会員が勤めるものとする。

2. 副委員長 1 名

副委員長は、委員長の補佐をする。学友会会員が勤めるものとする。

3. その他必要に応じて各役員の補佐として構成員を置ける。

(任 期)

第 7 条 任期は各年 3 月に結成し、卒業アルバムの完成、発送が終わる翌年の 5 月中旬までの間とする。重複する期間は、前年の委員は前年度のアルバムの発送に関する業務を行い、新たな委員は新年度のアルバム作成に関する業務を行う。役員及び構成員の辞職は本委員会の承認を得るものとする。ただし、前年度に引き続き委員を務める意思の有る者は、学友会会長の承認を得て、委員継続の許可を得て、次年度の第 8 条に定める事業を行う義務を負う。

(事 業)

第 8 条 本委員会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 卒業アルバム制作の企画、立案。
- (2) 卒業アルバムの仕様書を制作のうえ、次条の業者の選定準備として、仕様書を複数（3 社以上）の業者に送り、見積書と卒業アルバムの提案見本（サンプル）を徴収する業務
- (3) 業者が卒業アルバムを制作するにあたっての補助。
- (4) 卒業アルバムの販売に関すること。
- (5) その他卒業アルバム完成のために必要となる事業。

(卒業アルバム制作請負業者の決定方法)

第 9 条 卒業アルバム制作の請負業者は、学友会中央委員会構成員及び本委員会正副委員長を構成員とする、3 分の 2 以上が出席する会議で過半数の議決により、前条（第 8 条第 1 項第 2 項）により徴収した見積書及び卒業アルバムサンプルを検討のうえ、決定する。

(卒業アルバム制作請負業者の決定報告)

第 10 条 前条（第 9 条）により卒業アルバム制作請負業者を決定次第、決定した会議の議事録及び見積書、サンプル等必要資料（写）を添付のうえ学生支援センター長に報告する。

附 則

1. この細則は平成 26 年 11 月 13 日より施行する。
なお、施行初年度の構成員及び役員の任期は、第 7 条の規定に関わらず施行後直ちに結成し、翌年 5 月中旬までの任期とする。

